

■ 国土交通省都市局 公園緑地・景観課による『景観まちづくり』の概要

景観まちづくりの目的

出典：国土交通省都市局 公園緑地・景観課ホームページより

戦後の急速な都市化の進展の中で、経済性や効率性・機能性が重視された結果、美しさへの配慮を欠いたまちづくりが進められてきたが、近年、急速な都市化の終息に伴って、美しい街並みなど良好な景観に関する国民の関心が高まるとともに、個性ある美しい都市景観の形成により、美しく風格のある国土と潤いのある豊かな生活環境を創造することが求められている。

そこで、個性ある美しい地域づくりの推進主体である地方公共団体、特に地域や住民にもっとも身近な基礎的自治体である市町村が、都市整備に関する事業の実施において、積極的に良好な景観形成の推進に努められるよう支援することを目的としている。

主な施策・地方自治体の取り組みへの支援

○ 景観法

良好な景観の形成を促進するための基本理念や関係者（国・地方公共団体・住民・事業者）の責務などを定めたもの。全国一律の景観規制定める法律ではなく、地域の取り組みを支える制度。詳細は別紙（『景観法の主な制度の一覧』：景観法アドバイザーブックより抜粋）

○ 景観まちづくり教育

良好な景観（形成）に関する意識の啓発、知識の普及等を行う「景観まちづくり教育」の取組促進に向けて、学校教育向け・行政職員向け・市民向けのそれぞれについてわかりやすいツールを開発・提供。

○ 景観法アドバイザーブック

地方公共団体が景観計画の策定や制度の更なる活用について検討する際の参考とするため、景観法の制定された背景、景観行政へ取り組む意義、また景観へ取り組む事による波及効果、景観計画の策定にあたっての基本的な事項などを、景観法の活用実績や具体事例により紹介。

○ 屋外広告物制度

看板、立看板、はり紙及び広告塔などの屋外広告物を、良好な景観の形成などのために規制するもの。規制主体は都道府県、政令市及び中核市。

○ 都市景観大賞

詳細は別紙（『都市景観大賞について』）

関連法令・指針等

○ 美しい国づくり政策大綱（H15.7）

「事業における景観形成の原則化」「分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等」「景観に関する基本法制の制定」などを謳い、良好な景観の形成を国政上の重要課題として位置付けたもの。



○ 景観緑三法（H16.6）

- ①景観法（日本初の景観に関する総合的な法律）
- ②景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
- ③都市緑地保全法等の一部を改正する法律



○ 景観形成ガイドライン（H17.3 策定、H23.6 改訂）

事業による良好な都市景観の形成を促進するため、都市整備に関する事業において、良好な景観形成を図るための指針。

景観法の主な制度の一覧

景観行政団体

都道府県、政令市、中核市及び都道府県との協議・同意を得たその他の市町村

景観協議会

景観計画区域内の良好な景観形成に向けて、行政と住民等が協働で取り組むための組織



[オープンカフェの取組例]

景観整備機構

- ・NPO法人や公益法人を指定
- ・住民活動の支援や調査研究等の業務を実施



[まちづくりセミナーの取組例]

ソフト面の支援

景観計画 (都市計画区域外を含め、全国で策定可能)

- ・区域と方針、行為ごとの規制内容等を定める
- ・届出に対する勧告(形態意匠(色やデザイン)については変更命令も可能)

景観協定

住民等の全員合意により様々なルールを設定



景観重要建造物・樹木

景観上重要となる建築物等を指定し積極的に保全(現状変更許可)



景観地区 (都市(準都市)計画区域内)

- ・都市計画として市町村が決定
- ・建築物の形態意匠や高さ、壁面位置等の規制が可能
- ・工作物の設置や土地の形質変更等の規制も可能



準景観地区 (都市(準都市)計画区域外で景観計画区域内)

- ・市町村が指定
- ・条例を定めて、景観地区に準じた規制を実施

規制緩和措置の活用

屋外広告物法との連携

景観法の制度活用のイメージ：地域景観



景観法の制度活用のイメージ: まちなみ景観



建物の高さや壁面の位置の制限

景観計画

景観地区

高度地区



街の賑わいの演出
(オープンカフェの実現等)

景観協議会

景観協定



地域のランドマーク保全

景観重要建造物

景観重要樹木



建物のデザインや色の規制・誘導

景観計画

景観地区



屋外広告物の規制

景観計画

屋外広告物法

■ 都市景観大賞について

出典：財団法人 都市づくりパブリックデザインセンター
ホームページより

実施主体

- 主催：「都市景観の日」実行委員会
（財）都市づくりパブリックデザインセンター、（公財）都市計画協会、（一社）日本公園緑地協会、（独）都市再生機構、（財）民間都市開発推進機構、（公社）日本都市計画学会など
- 後援：国土交通省
- 事務局：（財）都市づくりパブリックデザインセンター
都市のデザインについて学際的な調査研究および技術開発を総合的、複合的に行い、うまいと魅力溢れる都市空間を創造することに寄与することを目的として設立

概要

I 「都市空間部門」

1 表彰目的

良好な都市景観を生み出す優れた事例を選定し、その実現に貢献した関係者を顕彰し、広く一般に公開することにより、より良い都市景観の形成を目指す。

2 表彰内容

- (1)大賞（国土交通大臣賞）・・・概ね1～2地区
- (2)優秀賞・・・数地区
- (3)特別賞・・・内容に応じ、適宜選定

3 対象地区の要件

街路・公園や公開空地等の公共的空間とその周りの宅地・建物等が一体となって良質で優れた都市景観が形成され、それを市民が十分に活用することによって、地域の活性化が図られている地区が対象。単独の公共施設、建築物、構造物は対象外

4 応募者の資格

良質で優れた都市景観の実現に深く寄与した地方公共団体、まちづくり組織、市民団体、民間企業・コンサルタント、独立行政法人、公社等

5 募集期間

毎年 10月4日（都市景観の日）～12月末

6 審査及び表彰

「都市景観の日」実行委員会内に設置される都市景観大賞「都市空間部門」審査委員会において、応募図書等をもとに内容を審査（書類選考、現地視察）した上で、表彰地区を選定

Ⅱ 「景観教育・普及啓発部門」

1 表彰目的

景観まちづくり学習などの良好な景観に関する意識啓発や知識の普及等を行っている優れた活動を選定・顕彰し、広く一般に公開することにより、より良い都市景観の形成を目指す。

2 表彰内容

- (1)大賞（国土交通大臣賞）・・・1団体
- (2)優秀賞・・・数団体

3 応募対象

小中学校等における景観まちづくり学習の実施や、街歩きや景観に関するセミナーの開催や地域の景観に関する情報発信など、景観に関する教育、意識啓発、知識の普及等を地域に根差して行っており、その取り組みが地域の人々の景観への意識・関心の高揚につながっている優れた活動が対象

4 応募者の資格

景観教育や景観まちづくりに関する意識啓発を行っている、学校、まちづくり組織、市民団体、これらの団体を支援している地方公共団体など地域に根差した活動で、3年以上継続して実施している団体

5 募集期間

毎年 10月4日（都市景観の日）～12月末

6 審査及び表彰

「都市景観の日」実行委員会内に設置される都市景観大賞「景観教育・普及啓発部門」審査委員会において、応募図書等をもとに、内容を審査（書類選考、ヒアリング）した上で、表彰団体を選定

受賞地区・団体

● H24 年度

「都市空間部門」(応募19件)

賞	地区名	応募者
大賞 (国土交通大臣賞)	自由が丘地区 (東京都目黒区)	・株式会社ジェイ・スピリット ・自由が丘商店街振興組合
	甲陽園目神山地区 (兵庫県 西宮市)	・甲陽園目神山地区まちづくり協議会 ・西宮市
	吹屋地区 (岡山県 高梁市)	・吹屋町並保存会 ・高梁市
優秀賞	創成川通・狸二条広場地区 (北海道 札幌市 中央地区)	・札幌市 ・狸二条広場運営協議会 ・財団法人 札幌市公園緑化協会
	越前市四町地区・五箇地区 (福井県 越前市)	・越前市 ・四町まちづくり協議会 ・五箇地区まちづくり協議会 ・社団法人 福井県建築士会
	博多駅・はかた駅前通り地区 (福岡県 福岡市)	・福岡市 ・九州旅客鉄道株式会社 ・博多まちづくり推進協議会
	鉄輪温泉地区 (大分県 別府市)	・特定非営利活動法人 鉄輪温泉共栄会 ・別府市
特別賞	まちの中の小さな里山(JR 弥彦線高架脇ポケットパーク)地区 (新潟県 三条市)	・ポケットパーク整備実行委員会 ・新潟大学大学院自然科学研究科 西村伸也研究室 ・花と笑顔を育てる会 ・三条市

「景観教育・普及啓発部門」(応募8件)

賞	活動名	応募者
大賞 (国土交通大臣賞)	歴史や文化を活かしたまちづくりと 工業高校の建築教育支援 (福井県 南越地区)	・社団法人 福井県建築士会南越支部

優秀賞	札幌市 子ども向け都市景観・都市計画普及啓発活動 (北海道 札幌市)	・札幌市
	小須戸の町並みから学ぶ取組 ～小・中学校と住民団体の連携を生かして～ (新潟県 新潟市)	・新潟市立小須戸小学校 ・新潟市立小須戸中学校 ・小須戸町並み景観まちづくり研究会
優秀賞	生野鉱山と鉱山都市の歴史景観を活かした町並みまちづくり (兵庫県 朝来市)	・口銀谷の町並みをつくる会

●過去の道内受賞地区

年度	賞	地区名	応募者
16	美しいまちなみ大賞	恵み野地区	・恵み野花のまちづくり団体連合会 ・北海道恵庭市
14	美しいまちなみ優秀賞	綺羅街道地区	・ニセコ綺羅街道住民会議 ・北海道ニセコ町 ・ニセコ 21 世紀まちづくり委員会
13	美しいまちなみ優秀賞	上平グリーンヒルウインドファーム周辺地区	・苫前町まちおこし対策推進協議会 ・北海道苫前町
10	景観形成事例部門 (地区レベル)	美瑛町本通地区	北海道美瑛町
9	都市景観 100 選	中歌・姥神周辺地区	北海道江差地区
8	景観形成事例部門 (地区レベル)	浦河町大通地区	・北海道浦河町 ・浦河町大通商店街共同組合
	景観形成事例部門 (小空間レベル)	いわないマリンパーク地区	・北海道岩内町 ・北海道開発コンサルタント(株) ・(株)佐々木組 ・ナスエンジニアリング(株)

■ 長岡市 都市景観アドバイザー制度について

新潟県長岡市

出典：長岡市都市計画課ホームページより



面積：890.91 km²

人口：280,978 人 (H24.7.1)

目的

長岡市都市景観条例における「建築物などの事前届出制度による良好な景観づくりへの誘導」及び「市民等が自主的に取り組む都市景観形成活動などへの支援」のため、アドバイザーの派遣・相談を行う。

(都市景観アドバイザー派遣・相談事業実施要綱)

概要

建築意匠、色彩、緑化の分野における専門家が、市民等からの建築物、工作物などに関する景観上の相談を受けるもの。平成14年度に開始。

【主な相談内容】

- (1) 景観影響行為の届出物件に関する景観上の事前相談
- (2) 市民等からの建築物、緑化等に関する景観上の一般相談

【相談日等】

- (1) 定例相談日は月2回。
- (2) 相談は無料。電話などによる予約が必要。
- (3) 相談場所は、長岡市役所及び新潟市内。
- (4) 現況のわかる写真や企画案、設計案等を相談日前までに都市開発課に提出。
- (5) 相談は、専門家の立場からアドバイスを行うもので、実際に設計やデザインを行うものではない。

【アドバイザー】

3名 (建築意匠：川口とし子、色彩など：村木薫、緑化など：後藤雄行)

参考

○ 長岡市都市景観アドバイザー派遣・相談事業実施要綱（抜粋）

（目的）

第1条 この要綱は、良好な都市景観の形成を促進するため、長岡市都市景観条例第28条、第29条及び第30条第2項の規定に基づき、専門的観点から技術的援助を行う長岡市都市景観アドバイザーを派遣すること及びアドバイザーによる相談を行うことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第3条 アドバイザーは、次に掲げる事項を技術的援助として行うものとする。

- （1）都市景観協定の締結及び都市景観形成地区の指定に向けて取り組む市民団体からの依頼に基づいて行う指導及び助言に関すること。
- （2）都市景観重要建築物等の指定に向けて取り組む所有者等からの依頼に基づいて行う指導及び助言に関すること。
- （3）都市景観形成地区内の行為及び景観影響行為の届出に関する指導及び助言に関すること。
- （4）長岡市が実施する都市景観施策に関する指導及び助言に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、都市景観の形成についてアドバイザーによる技術的援助が必要であると市長が認めたこと。

（委嘱）

第8条 市長は、都市景観の形成に関して専門的な知識及び経験を有する者をアドバイザーとして委嘱する。ただし、審議会の委員の任にあるものを委嘱することはできない。

2 アドバイザーの定数は、7人以内とする。

3 市長は、必要があると認めたときは、前項のアドバイザーの他に臨時アドバイザーを委嘱することができる。